

平成29年4月6日  
教育委員会事務局  
教育総務部教育職員課  
電話 245-5930  
内線 8120

千葉市政担当記者 様

## 教職員の失職について

本市の教職員について、次のとおり失職となりましたのでお知らせします。

### 1 失職者

(当事者) 所属名	職名	年齢	性別
緑区 中学校	教諭	33歳	男

### 2 失職年月日 平成29年4月6日 (木)

### 3 事案概要

失職者は、平成27年5月8日午後10時頃、乗用車を運転し、四街道駅前付近道路を進行中、注意義務を怠り、歩行中の男性と衝突し、全治約3週間を要する全身打撲、右下腿筋挫創等の傷害を負わせた。また、直ちに車両の運転を停止して、男性を救護する等必要な措置を講じず、かつ、直ちに最寄りの警察署に報告しなかった。これにより、平成29年1月20日付けで過失運転致傷及び道路交通法違反の罪で起訴され、地方公務員法第28条第2項第2号の規定により、休職処分となった。

その後、平成29年3月22日に千葉地方裁判所において、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、4月6日に確定したことから、地方公務員法第28条第4項の規定により失職となったものである。